

Ⅲ

第三章

基本計画

第三章 目次

CONTENTS

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 第一節 | 自然と共生した快適な生活基盤づくり…………… | 31 |
| 第二節 | ふれあいとやすらぎの健やかな暮らしづくり…………… | 42 |
| 第三節 | 地域で育む個性と活力の産業づくり…………… | 54 |
| 第四節 | 村を担う未来に向けた人づくり…………… | 63 |
| 第五節 | 村民主役の参加と協働の村づくり…………… | 73 |

1. 自然環境の保全と公害防止

《現状と課題》

檜原村の大部分が秩父多摩甲斐国立公園に指定され、自然公園法による環境保全エリアにある村として森と清流の保全に取り組んでいます。また、檜原村環境保全条例や檜原村地下水保全条例を制定し、条例の周知とともに環境保全意識の向上に努め、令和6年には「檜原村環境宣言」を行い、自然環境の保全に積極的に取り組んでいます。

近年の異常気象に伴う自然災害の増加などもあり、自然環境に対する関心は社会全体に高まっています。

豊かな自然環境を持つ本村の役割はますます重要視され、更なる自然環境の保護と調和のとれた土地の開発・整備が必要となります。特に、秋川の源流を抱える本村での良好な水質の保全は広域的に見ても非常に重要な事から、河川環境のみならず地下水の保全を目的として、檜原村地下水保全条例を令和4年に制定しました。

一方、村の地理的要因から建築廃材や廃家電、粗大ごみの不法投棄が後を絶ちません。登山道や河川へのごみのポイ捨てなども課題で、不法投棄の監視体制の強化やレジャーに訪れる人たちへのルール遵守、マナー啓発など取り組むべき問題は数多くあります。

また、村では資源の分別収集や集団回収等を実施し、ごみの減量化・資源化を推進し、循環型社会の構築を目指しています。さらに、ごみの再資源化への取り組みとして『ゼロウェイスト宣言』の村を目指します。地域の環境衛生や環境美化は、そこに暮らす人たちの取り組みが基本になくは適正な維持ができません。村民の環境意識の向上と自らの手で環境を守る取り組みに対して、村も積極的に関与、支援していくことが求められます。

《施策の体系》

- 自然環境の保全と公害防止
- (1) 自然環境の保全
 - (2) 不法投棄や公害の防止
 - (3) 循環型社会づくり
 - (4) 環境衛生・環境美化の向上

《施策の内容》

(1) 自然環境の保全

- ① 檜原村環境保全条例の改正等により適切な規制や取り組みを推進し、無秩序な開発などを抑制し自然環境の保全に努めます。
- ② 檜原村環境保全条例についてのさらなる周知に努めるとともに、秋川の流域自治体等との連携による環境保全を推進します。
- ③ 河川の水質汚濁防止のため、定点水質検査を定期的を実施するとともに、水質保全についての広報・啓発に努めます。
- ④ 野生鳥獣等と人との共生ができる自然環境の保全に努めます。

(2) 不法投棄や公害の防止

- ① 関係機関や自治会等と連携し、不法投棄の監視体制の強化や不法投棄防止の啓発活動の推進に努めます。
- ② 観光客等にごみの持ち帰りやごみのポイ捨て防止、自然環境の保全についてのPRや意識啓発に関係機関と連携して取り組みます。
- ③ 水質汚濁や放射性物質、PM2.5など新しい大気汚染などに対応した、監視体制の強化や情報の広報・周知に努めます。
- ④ 公害発生や自然破壊、違法開発などについては関係法令に基づき、関係機関と連携して速やかな規制・指導を実施します。

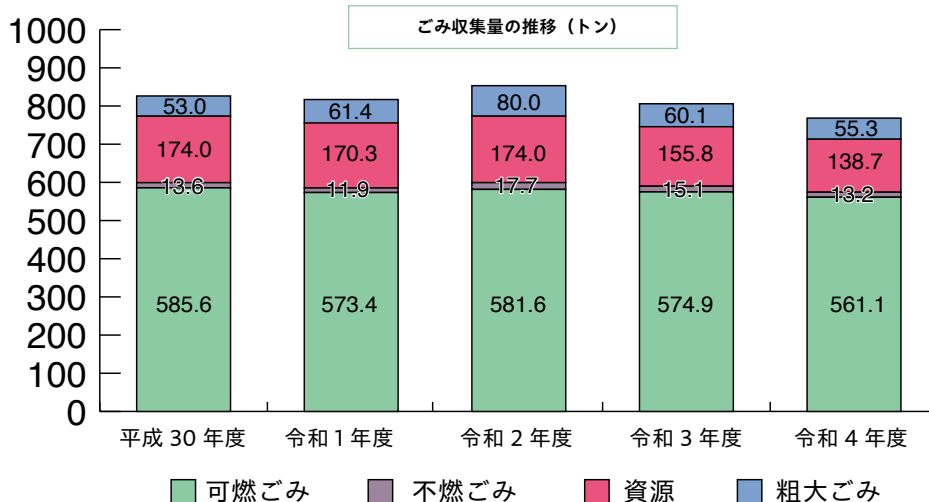
(3) 循環型社会づくり

- ① 廃棄物減量等推進審議会と連携し、ごみの減量化を推進するとともに、生ごみ処理機器購入への補助や資源回収団体への助成等を通してごみの再資源化を推進します。
- ② ごみの分別について、啓発の強化に努めるとともに、高齢化に対応した収集を推進します。
- ③ 再生可能エネルギー導入計画に基づき、太陽光発電や小水力発電等の環境負荷の少ない再生可能エネルギーの計画的導入を推進します。

- ④『ゼロウェイスト宣言』の村を目指し、先進事例の検討や循環型社会作りへの啓発活動を進めます。

(4) 環境衛生・環境美化の向上

- ①し尿の収集処理については、更なる効果的な体制整備を図るとともに、下水道未整備地区への浄化槽設置促進および維持管理のための補助制度を充実します。
- ②地域での環境美化活動の推進を講じるとともに、生活雑排水への意識向上についての啓発に努めます。



2. 簡易水道・下水道の整備

《現状と課題》

水道施設全般に老朽化が進み、配水管からの漏水が頻繁に発生し全体的な施設の更新が必要となっています。給水範囲が広く、施設も点在しているため、短期的に改善することは財政的にも難しいため、長期的な計画により水道施設の更新を行なっています。

北秋川水系については、浄水場は膜ろ過方式での給水を平成 19 年度より開始し、配水管についても平成 30 年度までに高密度ポリエチレン管への計画的な布設替工事を実施しました。現在は、南秋川水系の配

水管の更新および浄水場施設等の耐震化への対応などを進めています。

檜原村の人口は減少傾向にあり、今後も減少していくと予測されています。人口減少に伴い、給水量、給水収益の減少も見込まれることから、補助金等の財源を有効に活用することでより財政負担の少ない維持管理性の高い水道施設としていく必要があります。

また、下水道の整備によって快適な生活環境を実現することは、都市はもちろんのこと、農山漁村の地域においても求められています。すでに下水道は、最低限度の生活水準の施設となり、村においても平成18年度から下水道の供用開始が順次始まりました。住民の生活環境の改善とともに、その整備は秋川の水質保全に寄与し、下流域に生活する住民共有の水資源の保全につながっています。令和4年度、計画区域102haが整備され事業完了となりました。今後は、下水道区域内の下水道接続率の向上と計画的な維持管理が望まれます。

《施策の体系》

- 簡易水道・下水道の整備
- (1) 良質な水源・水質の確保と供給体制の整備
 - (2) 配水施設の整備と管理
 - (3) 簡易水道事業の安定経営
 - (4) 下水道施設の整備と計画的な維持管理

《施策の内容》

- (1) 良質な水源・水質の確保と供給体制の整備
 - ①安全で安心して使える水を供給するため、浄水場施設の整備や管理体制を充実するとともに、災害発生に備えた防災対策を推進します。
 - ②取水地周辺の監視カメラの設置による管理体制の充実に努めます。
- (2) 配水施設の整備と管理
 - ①老朽化した配水施設の更新や配水管の計画的な布設替えにより、漏水防止等の安定した給水の推進に努めます。
 - ②計画的な漏水調査の実施により、水資源の効率的な利用に努めます。
 - ③簡易給水施設（地域水道）の安定給水を維持するため、施設管理についての支援を充実します。

(3) 簡易水道事業の安定経営

- ①都営水道との一元化を視野に簡易水道施設の現況および、一元化に係る法令や制度の検討等を進めます。
- ②事業経費削減を図るとともに適正な料金の見直しや良質な水の有効活用を検討し、簡易水道事業の健全な運営に努めます。
- ③村民の節水意識の啓発に努め節水機器購入等の支援対策を充実します。

(4) 下水道施設の整備と計画的な維持管理

- ①接続率の向上のため、下水道整備についての広報・啓発活動を推進するとともに、供用区域において個別相談等を実施します。
- ②高齢者世帯や低所得者等に対する、下水道接続に係わる費用の負担軽減について制度の見直しを検討します。
- ③補助制度を活用し下水道整備区域外の浄化槽設置を促進します。
- ④下水道事業業務継続計画に基づく対応力の充実を図るとともに、計画の随時見直しと調整に努めます。
- ⑤事業経費削減を図るとともに下水道事業の計画的な維持管理に努めます。

3. 道路・交通の充実

《現状と課題》

村内の道路は、主要地方道第33号線、都道205号線、都道206号線の3路線が幹線道路として整備され重要な役割を果たしています。村とあきる野市、青梅市方面を結ぶ主要地方道第33号線は、観光シーズンの渋滞や規定雨量を超えた際に通行止めになるなど住民生活に支障をきたすこともあり、迂回や代替えとなる道路の整備が課題となっています。

村道は、幹線道路と各集落内を結ぶ生活道路としての整備が進んでいるものの、舗装の補修や老朽化した橋梁等の維持管理、人口の減少や高齢者世帯の増加に伴う地域の除雪力の低下が課題となっています。

また、村に管理が移管された公共用地（赤道および普通河川）の管理についても、管理する区域の広大さと位置確定等の管理体制が課題になっています。

一方、村民の移動手段として日常生活に深く係わる公共交通機関は、現在路線バスがあるものの、マイカーの普及による影響や運賃などから、その利用者は年々減少しています。平成20年2月からは交通不便地域2地区においてデマンドバスやまびこを運行させ、現在では3路線を運行し、利用者の

利便性の確保に取り組んでいます。今後も更なる路線バスの利用拡大を図るため、住民ニーズに対応したダイヤ改正や運行体系の検証・改善、他の交通不便地域における新交通システムの構築が課題となります。

また、行楽シーズンには交通量が増加し、交通渋滞などにより村民の日常生活にも支障をきたしているため、積極的に公共交通の優先的利用を呼びかけるとともに、バス利用を促す事業展開を図る必要があります。

軽自動車等保有台数（令和4年現在）

| 区分 | 台数 |
|----------------|-------|
| 軽貨物自動車 | 394 |
| 二輪車（原付、小型） | 212 |
| 軽自動車 | 522 |
| その他（特殊用途、ミニカー） | 37 |
| 合計 | 1,165 |

《施策の体系》

- 道路・交通の充実
- （1）幹線道路の整備
 - （2）生活道路等の維持・管理
 - （3）安全な道路環境づくり
 - （4）公共交通機関等の充実

《施策の内容》

- （1）幹線道路の整備
 - ①主要幹線道路である主要地方道第33号線、都道205号線、都道206号線の改良促進および都道205号線の延伸を継続して都に要望します。
 - ②南北道路の整備に向けて継続して都に要望します。
- （2）生活道路等の維持・管理
 - ①村道舗装修繕計画等に基づき、村道の計画的な修繕や維持管理を推進します。
 - ②住民の要望に応えられるよう、村道の危険箇所や破損した舗装の修繕および改修に努めます。
 - ③橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、長期的な視点に立った村道の橋の効率的な維持・管理を図ります。

(3) 安全な道路環境づくり

- ①交通事故や転落、法面崩壊などからの安全が確保できるよう、反射鏡や防護柵、危険箇所の修繕など安全な道路環境づくりに努めます。
- ②効率的な除雪作業の方法や除雪体制づくりについて検討します。

(4) 公共交通機関等の充実

- ①路線バスの利便性向上のため、利用者ニーズに合わせた運行形態の検討を進めるとともに村民や来村者に向けたバスの利用のPRに努めます。
- ②地域の現状に対応した生活交通支援を検討するとともに、交通不便地域の移動手段の確保に努めます。

4. 交通安全・防犯対策の充実

《現状と課題》

日常の買い物や通勤など、自動車による移動が主体になっているなかで、交通事故は、安全で快適な生活を営む上での危険要因となっています。また、交通事故は誰もが被害者、加害者の双方になる可能性があり、一人ひとりが交通ルールを自ら守る姿勢が大切です。公共交通など自動車の代替えになる移動手段が不足しているため、高齢者の現役ドライバーも多くなっています。今後も警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、安全意識の啓発に努める必要があります。

加えて、本村の特徴として休日や行楽シーズンの交通量の増加があります。来訪者が慣れない山間部のカーブの多い道路で事故を起こすことがないように、注意喚起に努めるとともに、近年のサイクリングブームによる自転車の増加等に対応する新たな事故防止対策も進める必要があります。

防犯に関しては、犯罪発生件数、人口当たり犯罪件数ともに都内でも最も低い区市町村に含まれ、安心して暮らせる村といえます。しかし近年、日本各地で「特殊詐欺」や悪質な訪問販売、子どもを狙った犯罪が多発しています。檜原村においても、このような事件が起こる可能性があります。そこで、警察をはじめ、村民・地域・行政が協力して防犯活動に取り組むとともに、犯罪を未然に防ぐための情報提供や防犯意識の啓発に努める必要があります。

また、防犯対策においては、高齢者世帯の増加や空き家の増加など

にも注意が必要になります。最大の防犯対策は、地域の意識づくりと関心の高さとも言われ、村民意識の向上と近隣相互の協力体制づくりも課題になります。

《施策の体系》

- | | |
|--------------|---------------|
| 交通安全・防犯対策の充実 | (1) 交通安全対策の強化 |
| | (2) 防犯対策の強化 |
| | (3) 消費者対策の充実 |
| | (4) 防犯意識の向上 |

《施策の内容》

(1) 交通安全対策の強化

- ①警察や交通安全協会等関係機関と連携し、交通安全の意識啓発や広報を実施するとともに、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室等の実施による啓発活動を推進します。
- ②関係機関と連携し、公共交通機関利用のPRや混雑時の交通誘導の実施などにより行楽期の交通渋滞の緩和と事故防止対策に努めます。
- ③自転車・バイクによる事故を防止するため、交通マナーや安全対策の広報・啓発を関係機関と協力しながら推進します。

(2) 防犯対策の強化

- ①安全・安心むらづくり協議会、警察や消防、教育機関や地域関係団体などと連携し、防犯体制の充実・強化を推進します。
- ②地域と連携しながら防犯灯の維持、管理を継続するとともに、新たに防犯カメラの整備を推進します。

(3) 消費者対策の充実

- ①関係機関と連携し消費者相談窓口の充実を図るとともに、苦情や被害の相談体制の充実に努めます。
- ②消費者被害防止のための情報提供や意識啓発に努めます。

(4) 防犯意識の向上

- ①防犯意識の啓発・広報活動を推進するとともに、予防指導・安全教育の強化に努めます。
- ②カギかけ、声かけ、見守りなど自主防犯活動を啓発・促進します。

5. 消防・防災対応の強化

《現状と課題》

村の消防体制は、常備消防を東京消防庁に委託し、村内に秋川消防署檜原出張所としてポンプ車1台、救急車1台が配備され、消防と救急搬送に備えています。また、非常備消防は消防団を組織し4分団、174名、消防車17台、動力ポンプ16台（令和6年4月現在）で構成され、村民の安心した生活の確保に努めています。

特に消防団は、地域と密着した消防活動、火災予防・水防活動を通じ、村民の安全の確保と防火・防災意識の向上・啓発を担っています。しかし、人口減少と少子高齢化により、団員の高年齢化が見られることから、団員減少への対策と現状に即した体制づくりが課題となっています。

また、村の総面積のうちの多くは山林にあたり、秋川・北秋川沿いの比較的平坦で農地や宅地化が可能な土地のある地域に集落が点在しています。後背地に急傾斜地がある集落や急流河川に続く斜面がある集落など、防災的な観点からの危険な箇所が多数存在しています。

東日本大震災以降、地震災害に関する報道も多くなり、また、近年は、台風や集中豪雨等による風水害の激甚化もあり、国や都でも多岐に渡る防災対策の強化を図るとともに、個人でも地震対策や避難時の備蓄等を準備するなど防災に対する関心が高まっています。

地震などの自然災害は予測が難しく、災害が発生した場合において、その被害を最小限に抑える準備が必要です。そこで、災害時の情報をいかに早く収集し、村民に正確に伝えるかということと、被災状況の把握が重要になります。そのためには、防災行政無線等の通信施設や設備を更新し、通信網等の整備を早急に行う必要があります。今後も継続して、檜原村地域防災計画に基づき耐震化対策、防災資器材および備蓄品の確保などに取り組む必要があります。

《施策の体系》

- 消防・防災対応の強化
- (1) 常備消防の充実
 - (2) 非常備消防の体制づくり
 - (3) 災害に強い村づくりの推進
 - (4) 防災体制の整備
 - (5) 防災の意識づくり

《施策の内容》

- (1) 常備消防の充実
 - ①常備消防の充実・強化を東京消防庁に要請します。
 - ②救急搬送体制の充実を東京消防庁に要請するとともに、関係機関と連携し緊急ヘリポートの整備について協議・検討を図ります。
- (2) 非常備消防の体制づくり
 - ①消防団活動への支援を充実するとともに、村の現況に応じた消防団の組織運営や体制づくりについて検討します。
 - ②消防水利の確保と整備・点検に努めるとともに、防火水槽等の耐震整備を推進します。
 - ③消防設備、資機材や保管庫等の整備、点検、修繕および充実・強化を図るとともに計画的な機器の入れ替えに努めます。
- (3) 災害に強い村づくりの推進
 - ①災害時の緊急輸送の要となるヘリポートの整備を検討します。
 - ②河川や山林の整備促進について国や都、関係機関に要請します。
 - ③公共施設や地域の避難施設、ライフラインの耐震化整備の推進に努めます。

(4) 防災体制の整備

- ①地域強靱化計画および地域防災計画の計画的な見直しを進めます。
- ②地域防災計画に基づき、防災マニュアルや避難所開設・運営マニュアルおよび業務継続計画（BCP）等の作成・改訂を適宜実施します。
- ③早期避難を促し被害の軽減を図るため、警報システムや移動系無線の再構築など通信手段の整備・充実に努めます。
- ④防災資機材や非常用食料、避難生活備品等の計画的な備蓄・管理を地域団体等と連携し充実します。
- ⑤各種団体等と連携しながら地域の自主防災活動を促進するとともに、避難行動要支援者の避難体制づくりを推進します。
- ⑥住民と協働し、発災時に誰一人取り残すことがない防災体制づくりを目指します。また、多様な視点からの災害に備えた事前対策や避難体制を整備します。

(5) 防災の意識づくり

- ①村民が安全に速やかに避難できる体制並びに非常時の避難所運営について検討します。
- ②大規模防災訓練の実施や災害時の危険箇所や避難所、安否確認の方法など、広報やSNS、アプリケーションソフト等での防災情報の提供により意識の向上に努めます。
- ③災害時の広域での相互協力支援体制の強化を図ります。
- ④土砂災害特別警戒区域における安全対策に関わる補助制度を継続します。

第二節

ふれあいとやすらぎの健やかな暮らしづくり

1. 子育て支援の充実

《現状と課題》

日本国内では、1975年以降、出生数の減少が続いています。本村においても、少子化の進行は例外ではありません。これまで、国の施策に基づき、平成17年度に「次世代育成支援行動計画」を、平成27年度からは、子ども・子育て関連3法の本格施行にあわせ、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し子育て支援対策の充実に取り組んでいます。

子育て支援施策は多岐に渡り、手当・補助金、医療費助成などの経済的支援や保育・預かり体制の充実、母子保健事業との連携による各種施策を実施しています。国や都の事業に加えて、村独自の事業も合わせた、妊娠・出産・育児と切れ目ない支援施策を推進しています。

村民アンケートの評価[※]でも、保育サービスや子育て支援への取り組みについては、子育て世代の約7割で肯定的な評価となっています。（※本計画策定に合わせて実施した村民アンケート調査、18～49歳の回答）

家族形態や就労環境の多様化により、子育て支援や保育ニーズは複雑化し、行政施策だけで補えるものではありません。行政とともに地域住民が参画した子どもの安全対策や子育てサポートの形成に今後も取り組む必要があります。

加えて、家事・育児への男性の参画や女性の就業継続のための支援など、家庭・仕事・地域活動へと人々が充実したライフワークを形成できる社会づくりの構築に努める必要があります。

《施策の体系》

- 子育て支援の充実
- (1) 子育て家庭への支援
 - (2) 保育体制の充実
 - (3) 安心して子どもが育つ環境づくり
 - (4) 子育てしやすい環境づくり

《施策の内容》

- (1) 子育て家庭への支援
 - ① 出生や進入学時の節目や通学等に係る費用など、子育て家庭に対

- する経済的な支援制度の充実を図ります。
- ②子どもの医療や予防接種、健康診断など子どもの医療や健康管理に係る負担の軽減を図ります。
 - ③新たな子育て支援サービスの創設など地域全体で子育て家庭を支援します。

(2) 保育体制の充実

- ①保育体制を充実し、家庭環境や保護者の働き方に応じた様々な保育ニーズへの対応に努めます。
- ②家庭保育など地域住民とともに、子育ての相互援助活動を推進します。
- ③学校や児童館と連携し、児童や保護者が安心できる放課後対応や子どもの居場所づくりの充実に努めます。

(3) 安心して子どもが育つ環境づくり

- ①子ども110番の家や防犯ブザーの配布・携帯、交通安全教室の実施など地域の協力とともに、子どもの安全対策を充実します。
- ②要保護児童や要支援児童、特定妊婦への適切な支援が図れるよう、関係機関や組織と連携し、対応体制の整備に努めます。
- ③ひとり親家庭への対応や医療費助成など各種支援対策の充実・整備とともに、制度の広報・周知に努めます。
- ④こども家庭センターで、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行い、サポートプランの作成を通して支援を行います。

(4) 子育てしやすい環境づくり

- ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた普及・啓発を関係機関や村内事業所の協力を得ながら推進します。
- ②男性の家事・育児への参加や女性の就業継続の支援など、男女共同参画の家庭づくり社会づくりを促進します。
- ③道路や住宅、交流の場など子育てしやすい村の基盤整備に努めます。

2. 高齢者福祉の推進

《現状と課題》

村の令和6年1月1日現在での総人口は1,986人となり、そのうち高齢

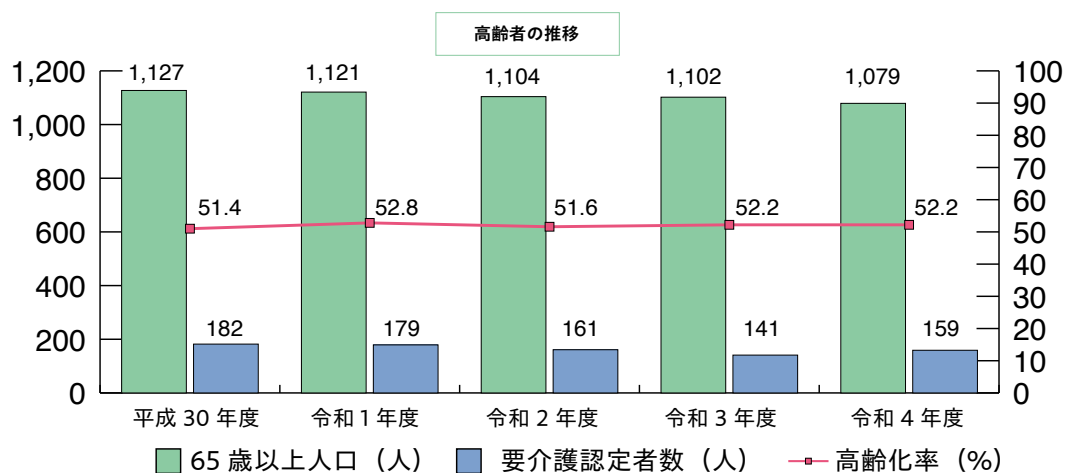
者人口は1,054人、高齢化比率は53.1%で、人口の2人に1人以上が高齢者となっており、東京都や全国平均を大幅に上回る状況となっています。高齢者人口は平成29年12月の1,130人をピークに、徐々に減少していますが、それ以上に生産年齢人口も減少し、今後も高齢化比率が上昇することが見込まれます。

高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯や認知症高齢者等は増加しています。そのような中で、高齢者の権利擁護や虐待、老々介護や孤独死、地域での見守りや災害時の避難など、取り組むべき課題は多くあります。

村の歴史を支えてきた高齢者に敬意を持つとともに、可能な限り住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らし続けることができるよう、介護サービスや高齢者保健福祉に対するニーズにきめ細やかに対応していくことに加え、介護、予防、医療、住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステムの深化・推進」が求められます。

今後、団塊の世代が75歳になる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、引き続き、介護サービスの質的・量的な確保を図るとともに、生活機能低下の防止を図るための効果的な介護予防への取り組みや、在宅サービスの充実による介護者の負担の軽減を図る必要があります。

さらに地域包括ケアシステムの着実な推進とともに、高齢者が社会参加、交流、生きがいの創出に主体的に参画できる環境整備を図り、明るく安心した生活が送れるよう社会資源の有効活用や地域コミュニティとの連携・支援が必要です。加えて、身近な地域の人々との交流や声かけなど、地域の実情にあわせた見守り活動を推進する必要があります。



《施策の体系》

- 高齢者福祉の推進
- (1) 生活支援と介護者負担の軽減
 - (2) 安心して暮らせる生活環境づくり
 - (3) 健康で活動的な生活づくり
 - (4) 介護保険事業の充実

《施策の内容》

(1) 生活支援と介護者負担の軽減

- ①高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、各種生活支援サービスを充実します。
- ②支援が必要な家庭や個人に適切なサービスが行き届くよう広報・周知に努めるとともに、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、自治会など関係組織等との情報交換や協力体制の充実を図ります。
- ③在宅療養を支える介護者の負担軽減のため、ショートステイでの受け入れや介護者の相談対応などに取り組みます。

(2) 安心して暮らせる生活環境づくり

- ①単身高齢者世帯等に緊急通報システムを貸与するとともに、地域の組織や近隣住民と連携した見守り体制の整備に努めます。
- ②高齢者の自宅（敷地内を含む）のバリアフリー化の改修費を介護保険事業と整合性をとりながら助成します。
- ③路線バスやデマンドバスの運行のない地域の高齢者を対象に外出支援事業を実施し、移動手段の確保に努めます。また外出することが困難な高齢者が日常生活に不便を生じないよう地域の商店等と協力し、見守りを兼ねた買い物支援を行います。

(3) 健康で活動的な生活づくり

- ①高齢者のニーズを把握しながら、高齢者クラブの活性化を促進するとともに、地域活動への参加のきっかけとなるよう、各種イベントや交流機会の充実に努めます。
- ②シルバー人材センターの活用について村内事業所等に広報・周知を図るとともに、生きがい就労の推進に努めます。
- ③高齢者の日常の移動手段について、関係機関と連携しながらその確保に努めます。
- ④健康づくりや介護予防のための運動教室の企画・運営の充実に努

めます。

- ⑤高齢者の保健の向上を図るため、高齢者に対し、医療費の一部助成制度を継続し実施します。

(4) 介護保険事業の充実

- ①地域包括支援センターを拠点に、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業などの地域支援事業を充実します。
- ②介護保険サービスの適切な利用を周知し、重度化の防止に努めるとともに、適正なサービスが提供できるよう、在宅および施設サービスの質と量の確保に努めます。
- ③高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるような地域の支えあいによる生活支援に加え、介護、予防、医療、住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の着実な推進を図ります。

3. 障害者福祉の推進

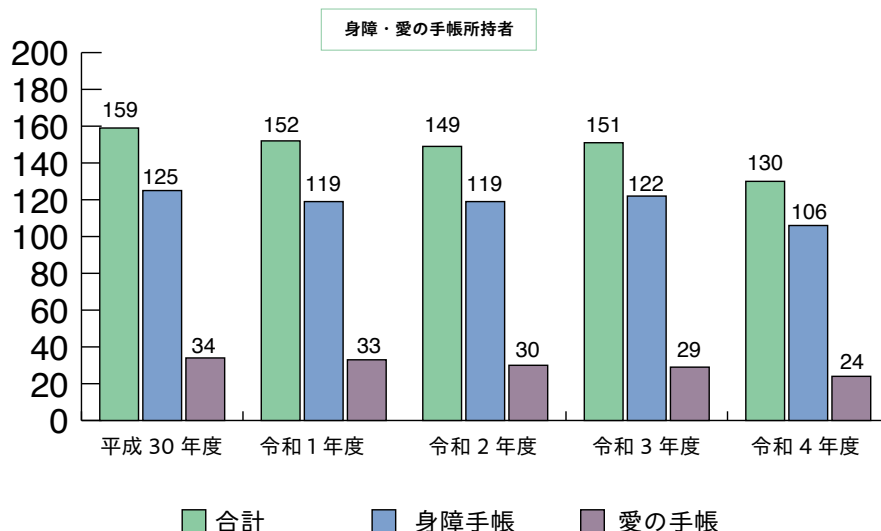
《現状と課題》

村の障害者手帳所持者は、令和6年3月31日現在156名で総人口の約8%が心身に障害を有しながら生活しています。障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念は普遍的に求められます。

村では、居宅介護、生活支援に関わるサービスの提供、就労支援や相談体制づくりなどの障害福祉サービスの充実に努め、障害者の自立と社会参加の促進を図っています。また、母子保健と連携し、健康相談事業や健診の実施による障害の予防や早期発見に努めています。

幼児期から高齢期まで、一貫した援護・支援対策が図れるよう、村民のノーマライゼーション意識の啓発に努めるとともに、ハンディがある人と一緒に村づくりに取り組める社会づくりを推進する必要があります。

人口減少、少子高齢化のなかで、障害者自身や介護者の高齢化が進み、介護者の心身の負担軽減とともに、経済的な負担が軽減できるよう各種サービスの提供体制の充実に努める必要があります。また、障害者自身やその家族が悩みを抱え込んだり、地域で孤立することがないよう、近隣の相互支援の意識づくりも重要です。



《施策の体系》

- 障害者福祉の推進
- (1) 公的扶助の充実
 - (2) 障害者福祉サービスの充実
 - (3) 地域生活支援事業の充実
 - (4) 社会参加への支援

《施策の内容》

(1) 公的扶助の充実

- ①心身障害者に対して年金や手当等の各種福祉手当の支給を実施します。
- ②重度身体障害者（児）のいる世帯に対し、生活環境改善のための住宅設備改善費の給付を実施します。
- ③各種制度、医療費用についての助成や交通機関の利用費の助成等、障害者（児）に対する助成や給付、減免措置等を実施します。

(2) 障害者福祉サービスの充実

- ①在宅や通所による訪問系サービスや入所施設で、昼間の活動を支援する日中活動系サービスの提供事業者の確保とサービスの広報・周知を推進します。
- ②ケアホームやグループホームなどの居住系サービスの充実に努めます。
- ③障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、指定相談

支援等の相談機能を充実します。

(3) 地域生活支援事業の充実

- ①福祉サービス利用の情報提供や利用援助、虐待の防止や権利擁護のための相談支援事業を実施するとともに、周辺市町と調整し基幹相談支援センターの開設を検討します。
- ②障害者のニーズに対応しながら、地域生活支援事業の提供体制やサービス内容の充実に努めるとともに、新しいサービスニーズに対応できる体制の整備を図ります。

(4) 社会参加への支援

- ①障害者の雇用や社会参加を促進するための支援を推進します。
- ②身近なコミュニケーション手段や方法について調査検討します。
- ③重度の障害を有する人に対し、外出支援のための継続的な助成を実施します。
- ④障害者等通所デイサービス機能の確保など生活介護の充実に努めます。

4. 地域福祉の促進

《現状と課題》

核家族の増加や平均寿命が伸びたことにより、福祉施策も国主導から地域主導へ、施設型から在宅重視へと施策方針が変化しています。近年、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉など地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが求められています。

地域の実情に応じた福祉施策を地域住民参画のもとに推進し、各種福祉制度を補完していく取り組みが必要になります。そのため、村民に対する啓発やボランティアの確保、組織づくりにより地域福祉活動を充実するとともに、高齢者や障害者の心身の状況に配慮した、きめ細かい対応が重要になります。

地域福祉活動を充実させるためには、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、自治会などとの連携を強化するとともに、村民全体への意識啓発やボランティア参加を促進する必要があります。加えて、地域

の活動拠点の整備など幅広い対応が求められます。

既存の制度事業では対応できない多様化する福祉需要に対し、村内一丸となって連携・協力した社会福祉の充実が必要となっています。

しかしながら、村では新規事業を計画、運用するためのノウハウや専門職の人材不足によりそのような需要に応える体制が整っていません。加えて、かつて村内にあったボランティア組織についても高齢化により解散し、地域の活動拠点の整備についても難しい状況になっています。

《施策の体系》

- 地域福祉の促進
- (1) 福祉人材の育成・確保
 - (2) 社会福祉協議会との連携
 - (3) 世代を超えた交流機会の充実と支えあいの意識醸成
 - (4) 生活福祉と社会保障の推進

《施策の内容》

- (1) 福祉人材の育成・確保
 - ①村内のボランティア組織の連携づくりや活動リーダー育成などとともに、福祉ボランティアの担い手の確保に努めます。
 - ②ボランティア体験機会の充実や広報・イベントなどでの情報提供や意識啓発に努めます。
 - ③ボランティア・災害ボランティアの活動拠点を充実するとともに、ボランティア・災害ボランティア活動を推進します。
- (2) 社会福祉協議会との連携
 - ①社会福祉協議会や関係団体等と連携し、多様な福祉ニーズに適切に対応するための地域福祉活動の充実に努めます。
- (3) 世代を超えた交流機会の充実と支えあいの意識醸成
 - ①保育園や学校と連携し、高齢者との交流イベントの開催や高齢者、障害者の施設訪問など、交流機会の創出に努めます。
 - ②住民向けの講演会の開催など福祉教育の推進に努めます。

(4) 生活福祉と社会保障の推進

- ①国民年金制度について、関係機関の広報や啓発への協力、役場窓口への問い合わせに対する情報提供等により、将来の無年金者の発生抑止に努めます。
- ②国民健康保険や後期高齢者医療制度についての広報・啓発活動を推進し、ジェネリック薬の利用など、医療費抑制の取り組みについての理解促進に努めるとともに、レセプト審査による医療費の適正化を図ります。
- ③特定健診や特定保健指導の実施率の向上を目指し、疾病の予防と早期治療を促進します。
- ④生活保護世帯やひとり親世帯などの支援を必要とする世帯への情報提供や相談体制、自立援助など適切な支援体制を充実します。

5. 保健・健康づくりの推進

《現状と課題》

本村では、地域特性に応じた健康づくりの指針として、「がんばんべえ健康ひのはら21」を策定し様々な健康づくりに関する取り組みを推進しています。檜原村やすらぎの里を拠点として「みんなが長生き元気な村」を理念に、村民のライフステージに対応した事業を実施しています。

母子保健では、妊娠・出産・育児に渡る切れ目ない支援に取り組み、妊娠期の健診や健康相談、子どもの発達段階に応じた健診や相談、予防接種対応などに加えて、要保護児童への対応を行っています。

青壮年期・高齢期では、特定健診やがん検診等による疾病の早期発見と治療の「二次予防」に取り組んでいますが受診率の向上が求められます。加えて、健康推進員等の地域の人々と連携し、生活習慣の改善や体力づくりなど、「一次予防」にも重点的に取り組む事で、生活習慣病や疾病の発生を予防し、健康寿命の延伸に努めていますが、生活習慣の改善に至るまでの動機付けと習慣化が課題です。

一方、睡眠や休養、日常生活の不安など、こころの健康に関わる対応については、相談体制の充実や関係機関との連携などを充実し、自殺防止対策と併せての取り組みや住民への情報提供を充実する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症により、感染症対策に必要な環境整備や備蓄体制の構築などの直接的な対策とともに、対面を前提とした各種事業の開催方法についての改善点や対応方法は課題として検討が必要です。

《施策の体系》

- 保健・健康づくりの推進
- (1) 健康づくりの推進と啓発
 - (2) 予防・健診の強化
 - (3) 健康管理と健康増進の促進
 - (4) こころと身体健康づくり
 - (5) 食育の推進

《施策の内容》

(1) 健康づくりの推進と啓発

- ①健康相談や保健相談など各種相談事業を住民ニーズに対応しながら強化・充実を図ります。
- ②福祉施設や保育園などでの訪問歯科指導を実施するとともに、村民を対象とした歯科相談や歯科検診の啓発に取り組みます。
- ③各種予防教室等の開催により、健康管理への注意喚起や意識啓発を推進するとともに、村民の健康管理についての自主的な取り組み活動への支援を推進します。
- ④健康の保持・増進を図るため、健康推進員による地域に密着した健康づくりに取り組みます。

(2) 予防・健診の強化

- ①幼児・児童への定期予防接種の接種勧奨を進めるとともに、任意予防接種への補助等による接種率の向上を図ります。
- ②伝染性疾病の流行期や警戒期の予防接種勧奨や広報・周知に努めます。
- ③各種健診事業の充実とともに、未受診者への受診勧奨の強化と健診結果に基づいた相談・指導の充実を努めます。
- ④生活習慣の予防啓発や指導のための専門知識の習得、スタッフ体制の強化を図ります。
- ⑤健康増進や疾病予防の意識を高めるため、各種広報やSNS、アプリケーションソフト等を利用した情報提供・啓発機会づくりに努めます。

(3) 健康管理と健康増進の促進

- ①安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、妊婦健診や訪問相談の実施、乳幼児の定期健康診断や歯科健診の実施を

推進します。

- ②要保護児童対策地域協議会での連携を通じ、子どもへの暴力やネグレクト等の予防と早期発見に努めます。

(4) こころと身体の健康づくり

- ①こころの健康やストレスケアなどに関する相談体制を整備します。
- ②ひきこもりやうつ病対策、自殺予防についての情報提供や意識啓発を推進するとともに、関係機関と連携して支援体制の整備に努めます。
- ③こころの専門職やスタッフの確保、および専門知識の習得や研修機会の充実などを検討します。
- ④自殺総合対策計画に基づき、地域特性に応じた自殺予防への取り組みや住民への普及啓発を推進します。

(5) 食育の推進

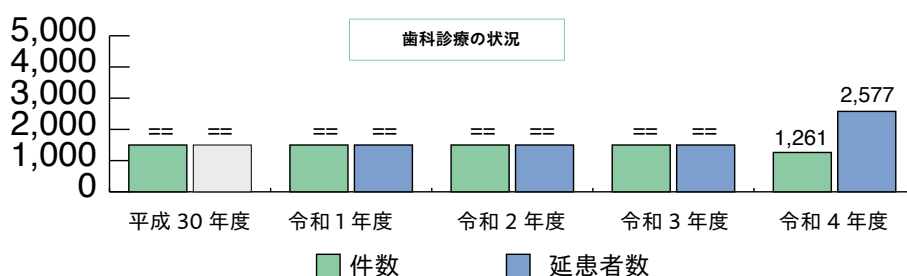
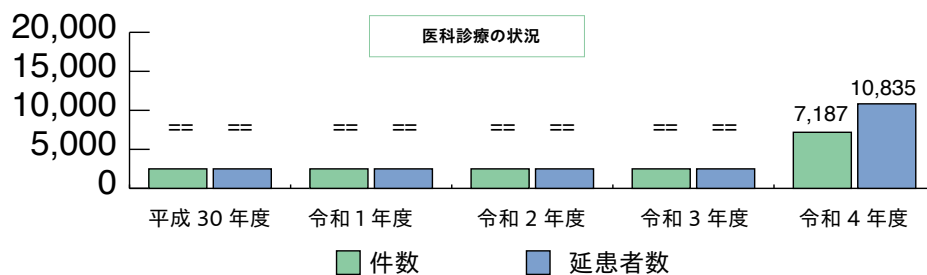
- ①栄養指導や食生活指導など各種食育活動を推進します。
- ②保育園や学校、関係機関と協力・連携し、食を通じての教育と健全育成に努めます。
- ③村内で生産される食材を給食に取り入れ、地産地消を含めた食育の充実に努めます。

6. 地域医療の充実

《現状と課題》

国民健康保険檜原診療所は、村唯一の医療機関として村民の疾病の管理に携わり、医科・歯科の外来診療だけでなく、往診、訪問診療を行っています。更に高齢者の在宅介護の充実に努めるため、訪問看護事業への取り組みも行っています。高度医療や手術などについては、公立阿伎留医療センターと連携し対応しています。

今後は、治療だけではなく療養ケアやリハビリテーションといった幅広い医療・保健活動が求められることが予想され、それに対応できるスタッフの質的、量的な拡充も検討する必要があります。また、医療技術の進歩にあわせて、村民により質の高い医療が提供出来るよう、計画的な医療機器の更新や設備の拡充等が必要になります。



現在、村の保健・医療・福祉の関連施設は「やすらぎの里」に一体的に整備され、村の拠点として各種健診、介護保険等の全般に対応しています。今後も、村民一人ひとりの健康づくりに対応できる体制をやすらぎの里全体で形作っていくことが必要です。

《施策の体系》

地域医療の充実 (1) 地域医療の充実

《施策の内容》

(1) 地域医療の充実

- ①診療所スタッフの学会や講習会、研修会等への参加を促進し、知識や技術の習得とスキルの向上に努めます。
- ②医療設備や医療機器、備品等の計画的な購入、更新、修繕等により充実した診療環境の整備に努めます。
- ③村外の医療機関への医師派遣や臨床研修医の受け入れなどにより、連携体制の強化を図ります。
- ④往診や訪問看護体制を強化し、在宅療養や在宅介護への対応の充実を図ります。
- ⑤医師の確保による診療体制の強化と診療科目の充実に努めます。

地域で育む個性と活力の産業づくり

1. 地域特性を活かした農業振興

《現状と課題》

村の耕地面積は、令和3年現在61haで総農家数は119戸（2020年農林業センサス）あり、その多くが各集落の山間地や自宅周辺の土地を利用した傾斜地で耕作しています。村内の販売農家は2戸で、小規模兼業農家として限られた農作物を生産しています。それ以外の耕作地は主に自家消費用の農産物が作付けされています。

山間地で起伏の多い土地のため、優良農地の確保が難しく、圃場整備や機械化による作業の合理化なども困難な状況です。また、現在は高齢化による後継者不足とサルやイノシシなどの野生獣による被害の影響で農業離れが進み、休耕地が増加している状態で、農業経営基盤強化基本構想等に基づく小規模休耕地等の利活用の対策が急がれています。

一方、安全で安心な食材への志向や地産地消の意識も高まっていることから、都市近郊の利点を活かし、農産物や加工品の流通や販売ルート確保に継続的に取り組む事が求められます。

農地は食料の生産ばかりではなく、村の景観づくりや緑地の保全など環境形成のための重要な機能を併せ持っています。今後も村の農地の保全と農業の活性化を図るために、新規就農希望者の受け入れ体制づくりや農業後継者の確保・育成とともに、安全な農作物の提供、特産品の開発などを推進する必要があります。

また、農業体験を通じて都市部住民との交流機会の充実に努めるなど、農地の利活用と農業の活性化を推進しなくてはなりません。

今後は、檜原村の特産品であるじゃがいもを原料にしたじゃがいも焼酎の製造・販売を促進するとともに新たな特産品開発、遊休農地解消、就農者の確保、高齢者生きがい対策等の推進に向けた事業展開が必要です。

《施策の体系》

- 地域特性を活かした農業振興
- (1) 農地の保全
 - (2) 就農者の育成・支援
 - (3) 特色ある農産品づくり
 - (4) 農業を通じた交流の促進

《施策の内容》

(1) 農地の保全

- ①休耕地を有効に利活用するため、村内の休耕地の情報整理や就農希望者等への耕地の斡旋を検討します。
- ②猟友会と連携し有害鳥獣の追い払いや捕獲など、有害鳥獣による農作物の被害防止対策の強化を図ります。
- ③猟友会の後継者育成のため講習受講等の支援を推進します。
- ④耕作地への有害獣の進入を防止するため、電気柵の新設や既存柵の計画的な修繕を推進します。
- ⑤野生動物の餌になる生ごみや耕作地の残菜の処理、また、放任果樹の伐採など鳥獣害防止対策に取り組むとともに住民向けの広報周知に努めます。
- ⑥休耕地の利活用や有害鳥獣による被害防止を図るため、遊休農地等対策委員会等により対策を検討します。
- ⑦野生動物による農作物への被害について官学連携による調査研究、人材育成に取り組み、住民と協働し獣害対策とその実践活動を推進します。

(2) 就農者の育成・支援

- ①休耕地を利用した農作物栽培を推進します。
- ②農業後継者の育成や新規就農希望者の受け入れ体制の支援に努めます。
- ③農業振興に係わる公的支援制度や助成制度について広報・周知に努めます。

(3) 特色ある農産品づくり

- ①ひのはらファクトリーや農業団体、観光協会等による農産物を使った加工品の試作や調査・研究を支援し、付加価値の高い地域ブランド品の育成や6次産業の振興を図ります。

- ②農産物や加工品の流通ルートの開発やイベント等を通じた販売促進の支援に努めます。
- ③農産物加工施設などの農業振興に関わる施設整備を検討します。

(4) 農業を通じた交流の促進

- ①保育園や学校と連携し、子どもが農作業に親しむ機会の創出に努めます。
- ②農業体験交流や季節直販便などへの支援により、地元農家と都市部住民との交流機会の充実に努めます。
- ③空き家の有効活用などによる農業体験機会や交流機会の充実に ついて検討します。

2. 林業の活性化

《現状と課題》

森林は、木材生産に限らず水資源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化や災害の防止、保健、休養など多面的機能を担っています。林野面積は9,751haで村の総面積の約93%を占め、その内、約66%に杉や檜などが植林されています。

かつては林業が村の基幹産業でしたが、外国産の木材の輸入が増加し、価格の著しい下落と生産コストの上昇などにより森林経営は厳しいものになりました。最近では林業従事に若者の関心が高まり、若手中心の林業事業体も活躍を始めていますが、いまだ林業従事者の担い手不足や高齢化は進んでおり、健全な森林整備が遅れています。

近年では国産材も見直され、原木価格が高騰する中、国および関係機関の施策において、国内における木材需給率は上昇しつつあり、木材の品質管理やトレーサビリティの構築などによるブランド化が必要となっています。

国や東京都は木材生産に加え森林整備地域推進事業や森林再生事業等、環境林としての新たな施策を進めており、村でもこれを踏まえ、令和4年に檜原村森林整備計画の変更計画を策定し森林整備の推進に努めています。

切捨て間伐された木材により、災害をもたらす危険性や炭素の固定化を含めた、間伐材の利用促進が求められており、環境・健康面での効果からも国産材の利用促進と森林が自然環境と清流を保全している姿を発信していく必要があります。

また、平成30年（2018年）に森林経営管理法、令和元年（2019年）には森林環境税および森林環境譲与税に関する法律が制定されたことで、これからの適切な森林管理と林業成長化への二つの側面を踏まえ、村の宝ともいえる森林のあるべき姿を構築していく必要があります。

林家数及び保有山林面積（農業センサス2020年）

| 林家数 | 保有山林面積 |
|----------|-------------|
| 戸 192 | ha 2,160 |

総土地面積及び林野面積（農業センサス2015年）

| 総土地面積 | 林野面積 | | | 林野率 |
|--------------|-------------|-------------|--------------|-----------|
| | 計 | 現況森林面積 | 森林以外の 草生地 | |
| ha 10,541 | ha 9,751 | ha 9,751 | ha — | % 92.5 |

《施策の体系》

- 林業の活性化
- (1) 森林環境の保全
 - (2) 林業振興の環境づくり
 - (3) 森林資源の利活用

《施策の内容》

(1) 森林環境の保全

- ① 森林保全のための枝打ちや間伐などを東京都や森林組合、林業事業者等と連携・協力して推進します。
- ② 獣害から樹木を守るため猟友会と連携し被害防止対策の強化を図ります。
- ③ 関係団体と連携して倒木や土砂流出、林道の不具合等の巡視・管理体制の充実を図ります。

(2) 林業振興の環境づくり

- ① 林道・作業道の開設や計画的な整備・修繕により、森林管理や林業施業の効率化を図ります。
- ② 林業従事者の確保・育成を図るとともに林業振興に係わる公的支援制度や助成制度について相談体制の充実に努めます。

- ③ 檜原産材のブランド化を図り、独自の販売体制の構築や新たな流通ルートの開拓を行い、村内の木材需給率を向上させます。
- ④ 林業の活性化による村内林業従業者の育成や雇用の確保に努めます。
- ⑤ 高額な林業機械の購入や労災保険料に対する助成制度等を推進し、より安全で効率的な林業経営の支援を検討します。
- ⑥ 人的作業の軽減化と安全性の確保、適切な管理・撫育、省力化による収益性の向上に向け、IoT等を活用したスマート林業の導入促進について調査・検討を進めます。

(3) 森林資源の利活用

- ① 林地残材などを削減し木質資源の有効な利活用や流通経路の整備について検討します。
- ② 木質バイオマスの活用を図るため、林地残材や未利用材等の利用促進に努めます。
- ③ 苗木や山菜などの栽培や加工研究、販売体制の構築などについて検討します。
- ④ 地場産材の利用促進に努めるとともに、地場産材利用についての広報・啓発を推進します。
- ⑤ 木材資源の付加価値を高めるために、製材・加工機器等の導入補助および各種助成制度の情報提供の充実を図ります。
- ⑥ 公共施設や村営住宅など、村の公共施設建設には地場産材を利用し、木材需要の促進を図ります。
- ⑦ 森林を活用した森と人とのふれ合いの場の整備や木育の推進に努めます。
- ⑧ 檜原森のおもちゃ美術館を木育推進の拠点施設として、おもちゃ等工房や関係団体と連携を図りブランド化した木工品の流通を推進します。
- ⑨ 森林資源の有効活用や森林経営、森と木を通じた教育や環境啓発活動等を産官学連携による効果的な推進を図ります。

3. 自然を活かした観光振興

《現状と課題》

檜原村は、秩父多摩甲斐国立公園に大部分が指定されている自然環境の豊かな森と清流の村です。

村内の溪流には払沢の滝を筆頭に滝が多く、幹線道のバス停や駐車

場から30分程度で行けるものや本格的な溪流散策で到達できるものまで数多くの滝があり、季節には溪流釣りも楽しめます。また、笹尾根、御前山、大岳山などの登山や整備された自然公園の散策ができる檜原都民の森と三頭山へのトレッキングコース、東京都天然記念物神戸岩など自然と親しむ環境が数多くあります。

観光施設としては、郷土資料館や温泉センター、農産物直売所などに加え、近年、檜原森のおもちゃ美術館、焼酎製造・販売施設のひのほらファクトリーが整備され来訪者の増加が期待されます。加えて、社寺・祭・文化財などの歴史や伝統文化も残されています。

本村に年間約27.8万人（西多摩地域観光入込客調査報告書公表値）が観光で訪れますが、首都圏に近い立地のため約26.2万人が日帰り客で、宿泊利用者は減少しています。今後は、森林セラピーロードの活用をはじめ、近年のアウトドアブームに合わせた自然資源を利用したツアー客の誘致やサイクルツーリストを対象にした檜原村を訪れるきっかけとなるようなイベントの企画など「一度は行ってみたい」「もう一度行きたい」と思わせる魅力ある村づくりが必要です。

また、エコツーリズムの推進による観光振興を検討するとともに、エコツアーなどを実施し、地域活性化に繋げていく必要があります。更にインバウンド需要の拡大を考慮し外国人観光客の受け入れのための取組や周知を図っていく必要もあります。

《施策の体系》

- 自然を活かした観光振興
- (1) 観光基盤の整備
 - (2) 特色ある観光づくり
 - (3) 情報発信の推進

《施策の内容》

(1) 観光基盤の整備

- ① 観光地へのアクセスポイントの駐車場整備・修繕や駐車スペースの確保、トイレの整備・維持管理などに努めます。
- ② 払沢の滝エリアを村の観光拠点とし魅力ある受け入れ環境の整備を図るとともに、観光案内や情報発信の機能強化に努めます。
- ③ 沿道樹木の手入れや植栽、沿道環境の美化など道路と周辺環境に合わせた景観づくりを推進します。

- ④既存の登山道の維持・管理を推進するとともに関係機関と調整し、新しい登山道整備を検討します。
- ⑤遊歩道の整備や河川への歩道、案内板の設置などを、観光地へのアクセスの利便性向上に向けて計画的に推進します
- ⑥新たな観光資源の開発を検討します。
- ⑦漁業協同組合の活動を支援するとともに、溪流を利活用した観光振興を推進します。

(2) 特色ある観光づくり

- ①農業体験や森林整備体験などを通じた体験型交流観光の推進に努めます。
- ②森林の持つ保健・休養機能や健康増進機能を活用した森林セラピー事業を推進するとともに、新規セラピーロードの認定に向けてエリアおよびルートを検討を進めます。
- ③檜原都民の森、観光協会、地域住民と連携し、共同のPR活動やイベント開催などの事業活動を推進します。
- ④秋川流域の関係市町と連携・協力し広域的な観光施策を推進します。
- ⑤自然環境や一次産業の観光資源化活用によるエコツーリズムの推進および寺社や伝統芸能、行事など地域の歴史・文化の観光資源化などにより、村の特性を活かした着地型観光の創出を検討します。

(3) 情報発信の推進

- ①パンフレットや情報通信ネットワーク、村外のイベント出展など様々な情報発信の方法を検討し、檜原村の知名度の向上に努めるとともに、観光協会等と連携し四季折々の観光情報の発信に努めます。
- ②自然環境の保護や観光ごみの持ち帰りなど、環境保全意識の啓発やアウトドアレジャーの安全意識の啓発に努めます。
- ③村の認知度やブランド力の向上につながるよう、PRロゴやマークなども含めた広報ツールの統一化やツール使用のガイドラインづくりなどについて検討します。
- ④インバウンド旅行者への対応も含め、観光看板やSNSも含めた様々な媒体との連動やICTの活用によるリアルタイムな観光情報の発信について検討します。

4. 商工業の活性化

《現状と課題》

人口の減少に伴い村内の小売業は減少傾向にあり、村にある商店などだけでは生活必需品全般を調達することが難しくなっています。また、村内の小売業は家族経営の小規模店が大半を占め、人口減少や経営者の高齢化などの理由から経営継続が難しい状況です。さらに、自動車移動による生活圏の拡大で、周辺市町への消費流出が多くなっており、加えて、ネット販売や通信販売等も競合する時代になり、村内での商業経営はより一層難しくなっています。

こうした状況の中で、車を運転できない高齢者が増え、買い物弱者がさらに増加することが見込まれ、今後も村が開設した商業施設（かあべえ屋）や小売業者並びに関係団体が連携を図り、生活必需品等の調達・高齢者世帯等への宅配機能を強化する必要があります。その一方、特産品の開発・販売や村外への販路の拡大、インターネットを活用した通信販売など商業の振興と村の活性化のために、事業者や関係団体が連携しなくてはなりません。

また、人口減少は、就労先が少ないことが要因でもあり、開発適地の少ない地形的な制約はありますが雇用を創出するため、事業用地の確保や企（起）業誘致への取り組みは継続する必要があります。

《施策の体系》

- 商工業の活性化
- (1) 地域商業の充実
 - (2) 事業経営の支援
 - (3) 企（起）業誘致の推進

《施策の内容》

(1) 地域商業の充実

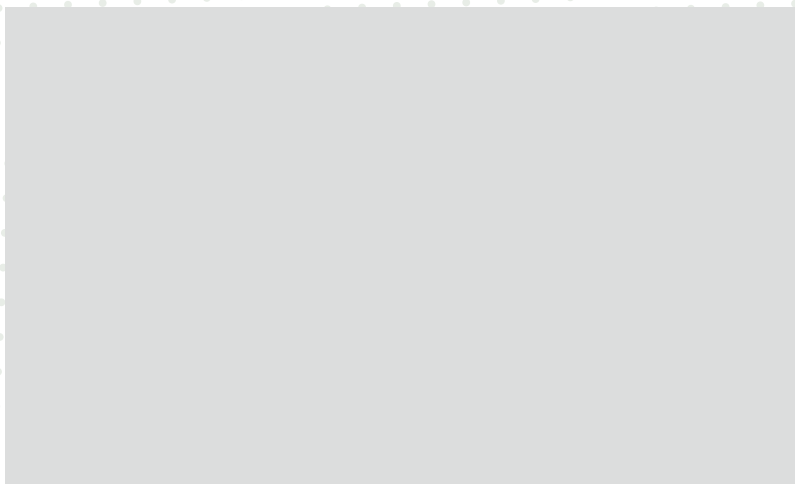
- ①あきる野商工会および村内商業施設を中心に地域内経済の活性化および商業基盤等の充実を推進します。
- ②地域特性を活かしたモノ作り支援や販売促進の支援に努めます。
- ③キャッシュレスサービス導入の促進やICT化推進に関わる補助制度の情報提供など村内商業のデジタル化の推進を支援します。

(2) 事業経営の支援

- ①あきるの商工会を中心とする経営相談や公的支援施策の情報提供、融資制度の周知と利用促進を図ります。
- ②企（起）業などに対する運営支援に努めます。

(3) 企（起）業誘致の推進

- ①雇用の場の確保や村の活性化のため、自然や環境に配慮した企業の誘致活動や起業について情報発信等を継続します。
- ②村内の土地利用の情報収集に努め事業適地の確保を図ります。



1. 家庭教育・幼児教育の充実

《現状と課題》

家庭教育は全ての世代で非常に重要です。また、幼児期は人間性豊かな心を育む大切な時期であり、幼児教育は健全な成長を育む基礎となる重要な役割をもっています。家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。

しかしながら昨今は、核家族化や少子化を背景に家庭の教育力の低下も社会問題となってきています。また、「働き方改革」による共働き家庭の増加に伴い、乳児期から保育サービスを利用することにより、家庭での養育力の低下も懸念されます。子どもの健全な成長と発達を保障するという観点に立脚した、親としての学びを支援し、家庭の教育力の向上を図るための施策が必要とされています。

村では、妊娠期から出産後の子育て支援に取り組み、子育て家庭に対する啓発に努めるとともに、保健・児童福祉との連携を図りながら、こども家庭センターなどでの情報提供や相談体制の充実を図っています。

今後も保護者に対する支援や情報提供の機会を充実するとともに、家庭教育や幼児教育について保健・福祉・教育の各分野や児童館・図書館などとも連携した施策の充実を図る必要があります。

また本村の場合、就学前の幼児のほとんどが村内の保育園に通園します。小学校と連携しながら就学支援についてのきめ細かい対応に努めるとともに、幼保一体化などの国の施策変化に柔軟に対応できるよう検討を進める事が必要です。

《施策の体系》

- 家庭教育・幼児教育の充実
- (1) 家庭教育の促進
 - (2) 幼児教育の充実

《施策の内容》

(1) 家庭教育の促進

- ①母子保健の訪問指導事業や乳幼児期の健康診査などの機会を通じ、食生活や基本的な生活習慣の確立など家庭教育に対する保護者の意識啓発に努めます。
- ②小学生・中学生の生活習慣や学習習慣が確立できるよう、保護者への情報提供や啓発事業の推進に努めます。
- ③地域行事等への参加を促し、社会性豊かな子どもを育みます。

(2) 幼児教育の充実

- ①保育園での遊びや体験など集団生活を通じての人格や社会規範意識の形成など子どもの発達に即した保育の充実に努めます。
- ②園児と児童の交流や園児の小学校体験の充実などにより、安心して学校生活がスタートできる環境づくりに努めます。
- ③卒園後スムーズに小学校生活が送れるよう、保育園と小学校の情報共有や連携強化を支援します。
- ④幼少期から本に親しむよう図書館と連携し、ブックスタート事業を推進します。

2. 学校教育の充実

《現状と課題》

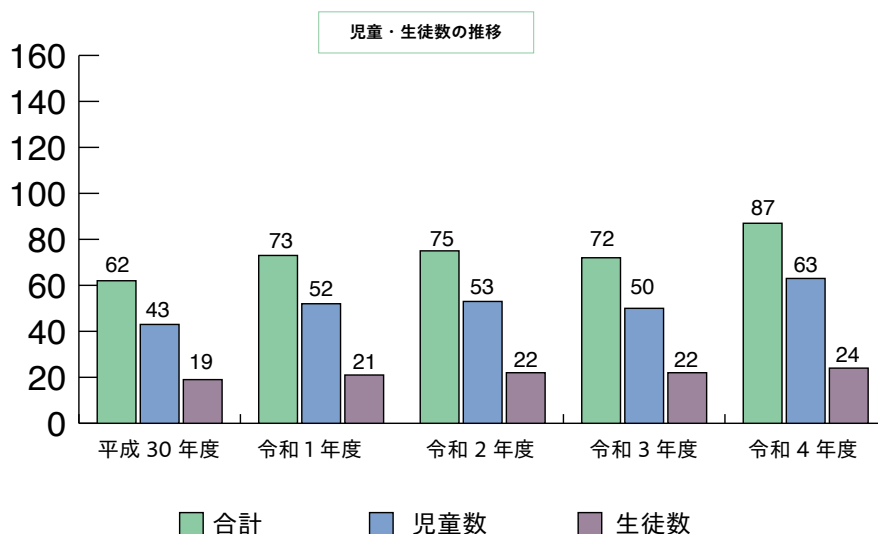
義務教育としての小・中学校教育は、児童・生徒が社会の中で自立して生きていくために、学習指導要領に基づいた、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手となるよう、「生きる力」を育むことを目指すとともに、主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を通して、「確かな学力」を育成しなければなりません。また、児童・生徒が変化の激しいこれからの時代を生き抜くためには、習得した知識・技能を活用し、課題を発見する力や課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育てることが必要です。さらに、社会の一員として檜原村や我が国を発展させていくためには、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められます。

檜原村は、現在、小学校1校、中学校1校で、全学級単学級の小規模校です。平成23年4月に、一貫教育校、檜原学園檜原小・中学校を開園しました。学園として組織的に教育課題へ対応するとともに、少人数であるからこそできる「個に応じたきめ細かい指導」を行い、9年間を見据えた教育活動や指導方法を開発することを推進しています。また、令和2年10月には、小中一貫教育基本計画第3期計画を策定しました。檜原村の子どもたちにその育成が必要と思われる資質・能力を中心として、9年間を見通した独自のカリキュラムを作成し、小中共通の教育方法によって実践することで、より効果的にその資質・能力の育成を図ることができるよう推進しています。

このような教育を実現していくためには、全教職員が資質・能力を高めて自信をもって指導に当たれるよう、研修を一層充実することや学校評価を通して常に改善を図ることが必要となります。

また、学校が組織的に対応するとともに、家庭、地域、関係機関と連携・協力して、児童・生徒を育てることが重要です。

今後も、小・中一貫教育を一層推進し、村全体で児童・生徒の「知」「徳」「体」を育み、自ら学び考え行動する力や檜原村や我が国の発展に貢献する力を培うための教育施策の推進が求められています。



《施策の体系》

- 学校教育の充実
- (1) 豊かな心を育む教育の推進
 - (2) 確かな学力を育む教育の推進
 - (3) 健康・安全に生活する力を育む教育の推進
 - (4) 小・中一貫教育の推進
 - (5) 教職員の研修の充実
 - (6) 教育環境や学校施設の充実

《施策の内容》

- (1) 豊かな心を育む教育の推進
- ①人権教育を推進し、児童・生徒の自己肯定感の醸成を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって児童・生徒の豊かな心の育成を推進します。
 - ②児童・生徒の健全育成を図るために、スクールカウンセラーの配置や村教育相談担当者による学校訪問、保護者や関係機関との連携体制の強化に努めます。
 - ③地域の自然や文化、産業などについて、地域の方々を講師に招いた授業を行うなど、郷土への理解を深め、愛着と誇りを育む郷土学習の充実に努めます。
 - ④児童・生徒の道徳性を育成するため、集団宿泊活動、ボランティア活動、自然体験活動、職場体験活動、文化・芸術体験活動など、学校外における学習等の豊かな体験活動の充実に努めます。

- ⑤外国語指導助手（ALT）との外国語教育の推進を図るとともに、体験型英語学習施設等を利用した異文化交流活動を充実します。
- ⑥国際理解教育や異文化体験のため、中学生の海外派遣事業を継続します。
- ⑦給食指導や総合的な学習の時間を通して、地域の食文化や風土などを学ぶ食育の推進に努めます。
- ⑧高齢者や保育園児などの他世代との交流を推進するとともに、村外の学校との交流事業を推進します。
- ⑨児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立が実現できるようにするためにキャリア教育の充実に努めます。
- ⑩国際理解を進め、進んで平和な社会の実現に貢献できるようにするために、オリンピック・パラリンピックレガシー教育を推進します。

（2）確かな学力を育む教育の推進

- ①学力調査の結果等から児童・生徒の実態を明確にして、少人数・習熟度別指導の充実や児童・生徒一人ひとりが意欲的に学ぶ授業改善を推進します。
- ②児童・生徒一人ひとりの言語能力の向上を図るために、国語をはじめとする全ての教科における言語活動の充実を推進します。
- ③学校図書館の蔵書を充実するとともに、読書活動の指導ができるよう図書館司書等を配置するなど、読書指導の充実に努めます。
- ④ICT教育の充実と推進により、時代に対応した情報機器の活用能力を育成します。
- ⑤小学生を対象とした「小学生放課後学習教室」事業を推進し、学校の教育活動外における児童の学習支援体制を充実し学力の定着を図ります。

（3）健康・安全に生活する力を育む教育の推進

- ①体力向上を図るために、体力や生活習慣に関する調査等の結果から実態を把握し、身体活動量を増やす取り組みを推進します。
- ②災害から児童・生徒自らが危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するため、防災教育の充実に努めます。
- ③児童・生徒が社会リスクに対応できるように、「薬物乱用防止」「防犯」「情報教育」などについて、学校、家庭、地域、関係機関との連携した取り組みを推進します。

(4) 小・中一貫教育の推進

- ①児童・生徒の生きる力の育成を図るために、檜原村の教育課題を踏まえながら、義務教育期間を通じた計画的・継続的な教育を推進します。

(5) 教職員の研修の充実

- ①多様化する教育課題に対応するため、教職員対象の各種委員会や研修会を実施し、学校における教育活動の充実を図ります。
- ②学校の組織的な課題対応能力向上のため、学校における継続的な職場内研修を推進します。
- ③ICT教育など授業の多様化に対応した指導力の充実と知識の習得を支援します。

(6) 教育環境や学校施設の充実

- ①特別支援教育の地域への啓発を推進するとともに、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、ニーズに応じた教育が受けられるよう特別支援教育の充実に努めます。また、各支援機関が連携し包括的な支援に努めます。
- ②学校運営連絡協議会や学校評価等を通して、開かれた学校づくりを引き続き推進します。
- ③学校施設の計画的な修繕・管理に努めるとともに、授業に必要な教育備品・教材の計画的な更新、整備を推進します。
- ④情報化時代に対応した情報活用能力を育成するため、情報通信機器の整備を推進します。
- ⑤学校・関係機関が協力して高い防犯・防災意識を持ち、小・中学校における安全・安心対策の充実を図るとともに、セーフティ教室の実施等を通して犯罪や災害から身を守る教育を実施し、児童・生徒の危機対応力を育成します。
- ⑥高等学校・大学等への修学希望者を対象にした、檜原村育英資金貸付事業により、経済的支援に努めます。

3. 社会教育・社会体育の振興

《現状と課題》

少子高齢化、高度情報化、国際化など社会が多様化し、急速に変化している中で、村民が生涯を通じて主体的に学び、生きがいともなりうる生涯学習の充実が求められます。現在、社会教育の教養講座として3講座があり、学習ニーズの多様化や村民の要望に合わせた講座の新設を検討しています。しかし、住民ニーズと学習メニューの調整や講師の確保、地理的な要因から受講希望者の会場までの移動の問題など新規開講が難しい状況でもあります。

今後も幅広い学習機会の充実と学習場所の確保を図りながら、村民の主体的な学習活動が推進できるよう様々な環境整備を進める必要があります。

スポーツ、レクリエーション活動は、健康増進だけでなく、その教育機能も含めて人間の一生に欠くことのできない基本的要素のひとつといえます。また、生涯に渡って健康で豊かな生活を送るための重要な役割を担っています。

村民の高齢化が進み団体スポーツや競技型スポーツの活動は難しい面もあり、健康増進や体力維持など、保健的な視点でのスポーツ振興を検討する必要があります。加えて、体育施設の整備・充実を図るとともに各種団体への支援や指導者の育成を推進することが必要です。

《施策の体系》

- 社会教育・社会体育の振興
- (1) 社会教育の振興
 - (2) 社会体育の振興
 - (3) 地域間交流の推進

《施策の内容》

(1) 社会教育の振興

- ① 村民に気軽に本に接してもらうため、移動図書館車による巡回事業をより効果的・効率的に推進します。
- ② 図書館の蔵書管理を推進し、利用促進を図るための企画や催しを開催するとともに、広域での図書館相互利用を促進します。
- ③ 各種学習講座を充実するとともに、団体活動や自主活動への支援に努めます。
- ④ 村民の学習ニーズに対応できる講師や活動リーダーを発掘・育成し、必要に応じて活動拠点の確保を検討します。
- ⑤ 青少年委員を中心とした見守り活動を行うことにより、青少年の健全な育成を図ります。
- ⑥ 豊かな感性や想像力を育めるよう、芸術とふれあう機会づくりを促進します。

(2) 社会体育の振興

- ① スポーツやレクリエーション活動の活性化のため、スポーツ推進委員活動を充実します。
- ② スポーツやレクリエーション活動に取り組む団体や組織の支援、各種スポーツの指導者育成・確保に努めます。
- ③ 年齢や健康状態、興味・関心に応じたスポーツやレクリエーション活動の推進に努めます。
- ④ 総合運動場や学校施設など、スポーツ活動拠点の管理・整備を推進します。
- ⑤ スポーツ大会等を通じ、スポーツ気運の醸成に努めます。

(3) 地域間交流の推進

- ① 現在実施している地域間交流活動を継続・充実するとともに、将来において檜原村の発展に寄与できる人材を育成します。
- ② 国際交流事業を推進するため、海外派遣事業等に伴う各家庭でのホームステイ受け入れ事業を推進します。

4. 文化と伝統の継承

《現状と課題》

村の過疎化の進行は文化面に大きく影響し、文化的活動を衰退させ、伝統芸能の維持をも危うくする状況になりつつあります。

村には国指定重要文化財の小林家住宅や都天然記念物の神戸岩のほか、埋蔵文化財をはじめ、数多くの歴史的文化遺産があります。また、地域に残る式三番や獅子舞、神楽などは人から人へと受け継がれてきた地域の伝統文化です。

新しい文化の創造を目指すためには、歴史を経て継承されてきた村独自の文化と調和させていくことが必要です。このような視点にたって、村民自らが意識の高揚を図ることのできる施策の推進が望まれます。また、国登録有形文化財に登録された旧高橋家住宅の活用として指定管理者制度による活用がはじまり、人里地区の活性化が期待されます。

今後は、これらの地域資源を利用し、郷土の歴史・風土・風習等を知るための施策を講じ、さらに、文化財保護の思想の高揚を図るため、郷土史を知る機会づくりや地域に根ざした伝統芸能等の保護・普及と継承に努め、郷土愛の育成を図る必要があります。

加えて、遺跡から発掘された石器類の保全や生活様式を知るうえで貴重な民具等を散逸から守るとともに、古文書の適正管理や保管・公開している郷土資料館の更なる充実も必要です。

《施策の体系》

- 文化と伝統の継承
- (1) 文化財の保全
 - (2) 伝統芸能の継承
 - (3) 郷土資料館の充実

《施策の内容》

(1) 文化財の保全

- ①指定文化財の適切な保全を図るとともに、地域資源としての管理および観光資源としての活用について検討します。
- ②文化財専門委員との連携により、埋蔵文化財、古文書、民具等の調査・収集体制の充実を図ります。
- ③村内に継承されている地域資源に対して村文化財の指定の強化と維持管理に努めるとともに、指定名木など樹木の保全を図ります。
- ④学校教育や社会教育と連携し、郷土史や文化財についての認識を深めるとともに、保全や継承の担い手づくりを支援します。
- ⑤国指定重要文化財小林家住宅および国登録有形文化財旧高橋家住宅の管理・活用に努めます。

(2) 伝統芸能の継承

- ①郷土伝統芸能の活動団体への支援や担い手育成支援を通じ活動の活性化を促進します。
- ②伝統芸能の発表の場づくりや村内外の活動団体との交流機会づくりなどに努めます。

(3) 郷土資料館の充実

- ①郷土資料館の維持管理の充実とともに、保存資料の適切な管理・保存に努め次世代に継承します。
- ②企画展やイベント等の開催を充実し、村内外から親しまれる資料館運営に努めます。
- ③郷土資料館を通じて村の歴史を広く知ってもらえるよう、広報や情報発信に努めます。

1. 定住環境の整備・充実

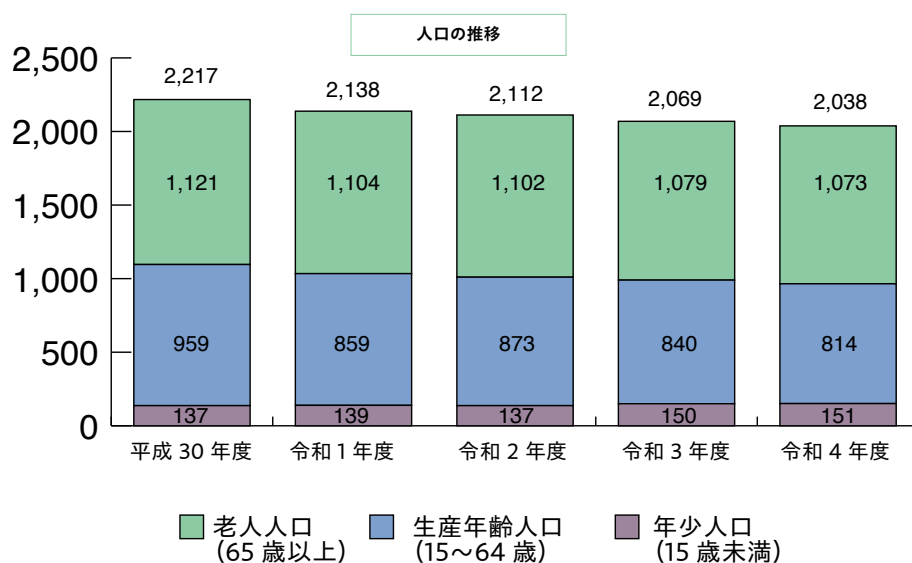
《現状と課題》

檜原村の人口は、昭和22年（1947年）の6,642人をピークに減少に転じ、現在1,986人（令和6年1月1日）と減少傾向での推移となっています。併せて少子高齢化も進み、高齢者のみの世帯も多くなっています。村は豊かな自然に恵まれた居住環境ですが、就業の場が少ないため、あきる野市をはじめ、周辺市町へ職を求めて転出する傾向にあります。

また、人口減少により地域の自治会組織を構成する世帯数や世帯人数も減少して高齢者の割合が高くなり、地域のコミュニティ活動や近隣の共助活動への支障が懸念されます。

村では、過疎化を抑え村の活力を高めるために村営住宅の新規建設などに取り組み、積極的に若年者の定住化を促進し、令和4年度に檜原村住宅マスタープラン（第2期）を策定しました。特に、定住化に向けた環境整備については、20歳代から30歳代の人口を増加させるために、既存の村営住宅や空き家の活用を行う必要があります。

また、地域社会についての考え方も東日本大震災を契機に、住民相互の助け合いと連帯感の重要性が見直されています。今後は、従来の慣習にとらわれない、新しい活動形態や外部の人たちとも連携した地域資源の活用など各地域の実情に合った柔軟なコミュニティ運営のあり方を考えていかななくてはなりません。



《施策の体系》

- 定住環境の整備・充実
- (1) 良質な住宅の整備
 - (2) コミュニティ活動の活性化
 - (3) コミュニティ施設の充実

《施策の内容》

- (1) 良質な住宅の整備
- ①多様な生活ニーズや世代ニーズに合わせた魅力ある村営住宅の建設を推進します。
 - ②空き家や未利用地の情報を収集・整理するとともに有効に利活用し、村営住宅としての整備や転入・転居希望者への情報提供の仕組み作りや移住・定住化促進並びに空き家活用に対する補助支援策の充実を図ります。
 - ③若年世帯定住促進補助金制度を継続し、若い世代の定住化促進を図ります。
 - ④村営住宅や村有地の分譲販売など、土地利用施策も含めた定住促進の制度を検討します。
 - ⑤高齢者や障害者が安心して住める、バリアフリー型の専用村営住宅の整備を検討します。
 - ⑥空き家や空地に関する適正な維持管理の促進に努めます。
 - ⑦木造高層建築など最新の技術を取り入れた集合住宅の整備を検討します。
 - ⑧農地付き空き家等を活用した移住・定住促進を図ります。

(2) コミュニティ活動の活性化

- ①自治会連合会への助成や自治会組織の活性化への支援を通じ、地域住民が主体となったコミュニティ活動の促進に努めます。
- ②地域の自主的な村おこし事業への取り組みを推進します。
- ③快適な生活環境づくりのため、環境美化活動などのボランティア活動などに多くの住民参加を求め、コミュニティ活動への理解と意識づくりを啓発します。

(3) コミュニティ施設の充実

- ①地域の拠点となる自治会館の維持・管理を目的に、建物の更新・改修などの支援を行うとともに、自治会館の維持・管理費の補助等について検討します。
- ②コミュニティセンターの維持・管理の地元委託を継続するとともに、計画的な大規模改修および個別の修繕等を実施します。

2. 行政運営の充実

《現状と課題》

地方分権の権限委譲の推進に伴い、地方自治体の事務・事業量は増加しています。近年は新型コロナウイルス感染症に対する緊急事業などにより、著しい業務量の増大が見られました。加えて、窓口業務や保健・医療・福祉分野などでは、非対面、非接触を前提とした新しい業務運営のあり方が検討課題となりました。

一方、テレワークによる在宅勤務などの新しい働き方、eラーニングなどの新しい学び方がコロナ禍で急速に進む結果となり、村にとっても都市部から離れている地理的条件を克服する動きとして期待されます。

今後、マイナンバーカードの活用促進による、窓口業務のワンストップ化の取り組みに加え、情報セキュリティ対策の強化が加速します。多様化する行政ニーズに対応できるよう、事務事業の一層の効率化や職員の専門性の強化、資質の向上が求められます。また、高齢者の多い本村にあっては、デジタル活用への不安の解消や利用しやすい環境整備、支援態勢づくりが課題となります。

行政運営の様々な領域で日々進展する情報通信技術に的確に対応するとともに、環境変化に柔軟に対応できる組織体制の構築に取り組む必要があります。

《施策の体系》

- 行政運営の充実
- (1) 信頼される行政の確立
 - (2) 効率的な行政運営
 - (3) 開かれた行政づくり
 - (4) 情報化時代への対応

《施策の内容》

(1) 信頼される行政の確立

- ①簡素で効率的な行政組織の整備を図るため、定員管理計画に基づいた人員管理を推進します。
- ②行政需要や住民ニーズに対応できるよう、柔軟な人員配置や組織体制づくり、必要に応じた組織・機構の見直しを図ります。
- ③総合計画など各種行政計画の進行管理や進捗把握など、計画行政の推進に努めます。
- ④十分な行政サービスが提供できるよう、職員の知識やスキルの向上に努め、研修機会の充実を図ります。
- ⑤女性職員の管理職登用や審議会等への女性参加の促進など、男女共同参画の推進に努めます。

(2) 効率的な行政運営

- ①行財政改革大綱に基づき行政改革を推進し効率的な行政運営に努めます。
- ②指定管理者制度の運用による効率的な行政運営を推進します。
- ③事務の増大に対応できるよう事務事業量の検討を進めるとともに、適切な ICT ツールの導入等による事務の効率化に努めます。

(3) 開かれた行政づくり

- ①広報やホームページなど様々な媒体を利用するとともに、イベントや地域の集まりなどの機会を通じて行政情報の提供に努めます。
- ②行政に対する住民意見や提言を聴取するため、村長への手紙や意見箱、住民対話の場づくりなど広聴活動の充実に努めます。
- ③窓口対応や問い合わせ電話などに対し、親しみの持てる分かりやすい対応に努めるとともに、明るく、開かれた、訪れやすい庁舎環境の整備を図ります。

(4) 情報化時代への対応

- ①個人情報保護の推進を図るとともに情報管理や情報セキュリティの強化を図ります。
- ②文書管理やデータファイル管理などのルール化や文書の電子化などを推進し、行政情報の整理・保存体制の充実を図ります。
- ③国や都の動向に合わせ自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) ^{*}の推進を図り、事務事業の効率化と住民サービスの向上に努めます。

^{*}デジタル・トランスフォーメーション (DX) : ICT (Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術のこと) の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。(総務省自治体 DX 推進計画・令和2年(2020年))

3. 健全な財政運営

《現状と課題》

新型コロナウイルス感染症対策による臨時交付金や事業継続のための貸付資金など緊急対策事業に加え、地域経済の消費喚起と家計支援のための振興券発行など、ここ数年の財政需要は大幅に増加しました。

しかし、新規感染者数や重症化率の低下により令和4年3月に「まん延防止等重点措置」が終了し行動規制が緩和され、令和5年度から感染症法の位置づけが2類から5類感染症へと移行されました。

国は令和5年6月に「経済財政運営と改革の基方針(骨太の方針)案」を示し、新型コロナウイルス対策で増大した歳出を「平時に戻す」として縮小方針を示しました。

今後は、地方交付税や国庫補助金・負担金等の補助事業の削減が予想されます。その一方で、社会保障関係や老朽化が進む公共施設や道路・橋梁、上下水道などの生活基盤の維持・管理などに多くの財源が必要になります。

健全な財政運営のために、補助金・助成金の見直しや基金の適正な水準確保と活用、管理的経費(経常的経費)の削減など歳出の抑制に努め、限られた財源による計画的で効果的な事業配分や有効活用を一層推進する必要があります。

4. 広域行政の充実

《現状と課題》

道路や交通機関が整備され各家庭における自動車保有が増えた結果、就業場所や買い物など日常の生活行動範囲も広域化・多様化しました。日常生活圏が広がるとともに村民の行政サービスニーズも多様化しています。こうした住民ニーズに対応するためには、単独市町村での対応では効率が悪い場合や財政負担が大きくなる事があり、周辺市町と連携した施策展開が必要になります。

このような背景のもと、村は青梅市を中核とした4市3町1村で構成した西多摩地域広域行政圏に属しています。昭和58年の広域行政圏協議会発足以来、構成市町と連携・協力し、様々な行政課題に取り組んでいます。

広域的な行政運営については西多摩地域広域行政圏協議会への参画やごみ処理事業、病院経営など一部事務組合を構成し、効率的な事務処理や住民サービスの向上に努めています。加えて、電算共同運営事業での効率的な電算システム運用を西多摩郡4町村により実施しています。

また、観光ネットワークとして大多摩観光連盟による西多摩・山梨東部での広域観光の取り組みやイベント共催などを推進しています。

今後も村の行政運営には、西多摩地域および秋川流域市町との広域的な行政運営が重要視されるため、周辺市町との連携をさらに強化し、広域行政の推進と更なる行政サービスの向上が必要になります。

《施策の体系》

広域行政の充実 (1) 広域行政の充実

《施策の内容》

(1) 広域行政の充実

- ①広域での行事開催や公共施設の共通利用などにより、住民サービスの向上と充実に努めます。
- ②広域連携による効率的な行・財政運営と事業展開を推進します。
- ③西多摩地域の認知度の向上を図るため、構成市町と連携した広報・PR活動を展開します。
- ④西多摩郡4町村による電算共同運営事業での効率的な電算システム運用を推進します。

檜原村憲章 昭和 56 年 4 月 1 日制定



檜原村は、私たちが祖先からうけついだ、由緒ある歴史と伝統をもつ村です。

豊かな緑の山々と秋川の清流は、私たちに健康な体と清らかな心をおしみなく与えてくれます。

この村をふるさととする私たちは、これを誇りとし、さらに、住みよい生きがいのある村にするため、ここに村民憲章を定めます。

- 一、自然や文化遺産を大切に、いつまでも保存していきましょう。
- 一、健康な体と心をつくり、充実した日々を送りましょう。
- 一、子どものすこやかな成長と老人のやすらぎを願い、豊かで明るい家庭を築きましょう。
- 一、よく働き、たがいに力を合せて、活気と希望にみちた村にしましょう。
- 一、思いやりの心を伸ばし、みんながしあわせにらせる村にしましょう。